

大分県報

令和元年
九月六日
第三六号

（金曜日）

目次

健康増進法施行細則の一部改正.....	一
大分県農業協同組合法施行細則の一部改正.....	一
告示	一
示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請.....	一
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正.....	三
竹田市計画道路の変更案の縦覧.....	三
選挙管理委員会告示	三
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え 八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）.....	三
公 告	三
落札者等の公示.....	四
○規 則	
健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年九月六日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞	
大分県規則第二十八号	
健康増進法施行細則の一部を改正する規則	
健康増進法施行細則（平成十五年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。	

令和元年九月六日

第八条中「厚生労働大臣又は」を削る。

附 則

この規則は、令和元年九月七日から施行する。

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十九号

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

大分県農業協同組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第三十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第十九条中「の各号」を削り、第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、
次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果
に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和元年九月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大字旦野原七百番地
国立大学法人 大分大学

学長 北 野 正 剛

2 特定事業場の所在地及び名称
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
大分大学挾間キャンパス

大分県報（規則・告示）

3 設置される特定施設の種別
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二
 口 洗浄施設及び第七十一号の二イ 洗浄施設

種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	汚水の等汚染の値				項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日			
				りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度	②												①		
				mg/l	mg/l	mg/l	mg/l			mg/l	m ³ /日												m ³ /日		
第七十一号の二イ 洗浄施設	②	令元・一〇・二五	令元・一二・二五	〇・〇五 ^{m³}	〇・三八 ^{m³}	六〇	一〇〇	六〇八	通常の値	②	①	なし	一四時間	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	令元・一二・二五	
	三									五	六〇														一〇〇

種別	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	汚水の等汚染の値				項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日			
				りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度	②											①		
				mg/l	mg/l	mg/l	mg/l			mg/l	m ³ /日											m ³ /日		
排水口A		令元・一二・二五	令元・一二・二五	〇・六二五	一・六二五	〇	三	一・二五	六・一〇六・五	通常の値	②	①	なし	一四時間	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七	令元・一二・二七
	三										五	六〇												

4 汚水等の処理の方法
 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排水の量及び汚染状態の値
 排水口A

その他参考となるべき事項
公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水の

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和元年九月六日から同月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第七十五号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和元年九月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

九 佐伯港の(二)概要の表中

C一五一	浮さん橋	三〇・〇〇メートル		
C一五一	浮さん橋	三〇・〇〇メートル		
C一五三	浮さん橋	二七・〇〇メートル		

を
に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、竹田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和元年九月六日

令和元年九月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

竹田都市計画道路中三・四・二号竹田玉来線ほか一路線を次のとおり変更する。

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二号 竹田玉来線	竹田市大字竹田字山手	竹田市大字玉来字玉来	一部区域の変更
三・五・七号 玉来吉田線	竹田市大字玉来字玉来	竹田市大字吉田字横枕	一部線形の変更 一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 都市計画変更の案の縦覧期間

令和元年九月九日から
令和元年九月二十四日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和元年九月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得

大分県報（告示・選管委告示）

た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年九月六日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三九〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二一、一八四人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、一三三人
別府市	三三、四五三人
中津市	二三、〇〇一人
日田市	一八、二九四人
佐伯市	二〇、四九九人
臼杵市	一一、〇七六八
津久見市	五、一五三人
竹田市	六、三四一人
豊後高田市	六、三八五人
杵築市	八、三四二人
宇佐市	一五、七七六八
豊後大野市	一〇、三四六八
由布市	九、六一一人

国東市・姫島村 八、七七五人
日 出 町 七、八七一人
九重町・玖珠町 七、一〇四人

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年九月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品の名称及び数量

オンライン・スピーキング機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

三 落札者を決定した日

令和元年八月十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社〇〇 専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

八十四万四千三百四十四円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月五日